

## 『羽曳野市きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業』サポーター向けQ&A

〔制度について〕

Q 羽曳野市きらきらシニアプロジェクト（通称：きらプロ）介護支援サポーター事業の目的は？

A 介護保険法に基づく地域支援事業に規定される「介護支援ボランティアポイント制度」で、高齢者の方がサポーター活動を通して社会参加・地域貢献をすることで、ご自身がより元気にいきいき生活を送る一助となることを目的としています。また、これまでボランティア活動や社会参加には関心がなかった方がこの制度をきっかけとして活躍されることを期待するものです。

Q この制度の実施主体は？

A 実施主体は羽曳野市（地域包括支援課）ですが、羽曳野市社会福祉協議会を管理機関として業務の運営を委託し実施します。

Q この制度の対象者は？

A 65歳以上の市民（介護保険第1号被保険者）の方で、所定の研修会を受けられた方です。

〔羽曳野市きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター活動について〕

Q 羽曳野市きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター（以下、サポーターと略す）登録の手続きはどうすればよいのか？

A この制度についてご理解をいただき、サポーター登録を希望される方は、「サポーター登録申出書」を管理機関へご提出ください。その際に、活動の希望などをお伺いする「きらプロサポーター登録書」の提出と\*ボランティア保険の加入手続きをしてください。

次に、所定の研修会を受けていただき、終了後に「きらプロ手帳」をお渡しします。

（\*新型コロナウイルス感染症拡大のため事業が実施できない場合はこの限りではありません）

Q 研修会とはどのようなものか？

A きらプロ制度に関する説明、ボランティアに関する説明及び活動上の注意などについて研修し、認知症についての説明と個人情報保護に関する説明も行います。

Q 対象となるサポーター活動はどのようなものか？

A あくまで軽微的、補助的な活動で、要綱では、①レクリエーション等の参加支援やその補助②お茶出し・配膳・下善等の支援又は補助③入所者の話し相手④受入機関が主催する行事や事業の補助（会場設営、調理支援等）⑤草取り、洗濯物の整理等の軽微かつ補助的な活動を想定しております。

なお、資格や専門的知識（作業）が必要となる行為は想定しておりません。

Q サポーター活動ができる受入機関や活動は？

A 市内の介護保険施設等（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、通所事業所など）で、市から事業指定決定を受けた受入機関の活動です。※詳細は、一覧表をご覧ください。

Q サポーター活動をする時は、受入機関に連絡をすればよいのですか？

A 初めて活動をする時は、管理機関がご提出いただいた「きらプロ登録書」を基に希望内容に沿う受入機関を紹介します。また、必要に応じて初回のみ管理機関が同行する場合があります。

Q 現在、事業指定決定を受けている受入機関でボランティア活動をしています。サポーター登録後は直接行ってもよいですか？

A 既にボランティア活動をされていても、「きらプロ」で初めて活動をする時は、管理機関が調整を行う必要がありますので、何卒ご理解ください。

Q これまでもボランティア活動をしており、土日もボランティア活動をしています。今回、きらプロのサポーター登録をしましたが、土日も対象となりますか？

A 受入機関の受入が可能であれば土日祝日も対象となります。

[ポイント付与及び換金について]

Q ポイントはどの様に付与されるのですか？

A 概ね1時間のサポーター活動に対して、スタンプを1個手帳に押します。（ただし、1日2スタンプが上限となります。）※1スタンプ＝1ポイントとなります。

(例) ①午前にA受入機関で1時間活動し、午後にB受入機関で1時間活動した場合。

⇒午前に1スタンプと、午後に1スタンプの合計2スタンプとなります。

②午前にA受入機関で3時間活動し、午後にB受入機関で1時間活動した場合。

⇒午前に2スタンプとなり、午後はスタンプの押印が出来ません。

（1日で2スタンプが上限のため。）

Q スタンプはいつ押してもらえるのですか？

A サポーター活動を終えられた時に、受入機関スタッフに「きらプロ」のスタンプ押印を依頼してください。

その際には、ご自身で手帳のスタンプ欄に、日時及び活動内容を記入してください。

Q ポイントの有効期間はありますか？

A 1年度（4月1日～翌年3月31日）となり、翌年度への繰越しはできません。

Q 貯めたポイントはどの様にして換金できますか？

A 1ポイントを100円として換金することができます。ただし、1年度の上限は、50ポイント（5,000円）までとなります。

Q 換金の手続きはどうすればよいか？

A 活動された翌年4月に「羽曳野市きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業評価ポイント活用申出書兼転換交付金請求書」を管理機関へ手帳を添えて提出してください。なお、介護保険料に未納又は滞納がある場合は換金できません。

Q 換金の手続き後に手帳は返してもらえますか？

A 換金のための手帳提出後2か月以降、同年の年末までに管理機関にとりにきてくだされば、返却は可能です。その期間以降の返却は対応しかねます。

Q 年度途中で、転出や死亡した場合はどうなりますか？

A 転出した場合は、例外としてその事由に至った時点で請求ができます。お亡くなりになった場合は、全てのポイントは無効となります。